

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21016
令和3年5月7日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

熊取事業所第4次設工認（5回目補正） コメント対応、6回目補正への対応整理表（R3/5/7）

○4月26日コメント

第4次設工認（第5回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
11-1	○5回補正対応整理表更問番号 10-19 (その他許可) 第5廃棄物貯蔵棟のドラム缶のF3 竜巻対応について床固定は行わないとする修正を行っているが、この場合、空力パラメータが規定値以下であることが条件となる。受け入れるドラム缶重量等に制限(下限値)があるはずで説明のこと、又、必要な要件について記載を検討のこと。	固縛による連結形状(段数、水平方向の行列数)によって、空力パラメータの規定値(0.0032)以下となるドラム缶に収納する廃棄物重量制限(下限値)は異なる。 第5廃棄物貯蔵棟の場合、建物形状からパレット1個からパレット2段×3行×6列の範囲となるが、重量制限(平均)は連結形状によって181kg~37kgとなる。 固縛方法は基本方針書に記載しており、連結による空力パラメータを満たした管理は、添付2 技術基準規則への適合状況の説明(P1143)に記載のとおり、保安規定に基づきソフト管理によって行うこととしている。	—	—	—
11-2	○添付書類1 許可との対応説明書 p799 からの添1表1で第7条地震(No7-11) 設備機器の波及的影響に関する各設備機器への記載方針について説明のこと。 本表では第1類の機器全てに記載しているが、本来は本申請で波及的影響を考慮すべき機器が7-11の対象となるはず。又、上位側の設備・機器を意図するのであれば、第2類の機器(第3類に対して)も含まれる。	設備機器の「波及的影響(7-11)」については、波及的影響を受ける上位側の設備・機器に記載する整理とし、第1類の設備機器全てに対して記載している。本申請では、付属書類3の③波及的影響(P1268)に示すとおり、耐震重要度分類第3類の設備で第1類、第2類の設備・機器に対し波及的影響を考慮するものはないため、第2類の設備・機器には「波及的影響(7-11)」を記載していない。 しかし、波及的影響を及ぼす下位側の設備・機器に「波及的影響(7-11)」を記載する整理の方がより適切であるため、補正にて記載を適正化する。 具体的には、第1類の設備からは「波及的影響(7-11)」の記載を削除し、第2類及び第3類の設備機器全てに対して記載する。	—	添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ(P790~P800)	本申請の対象施設全てに対し、波及的影響(7-11)の記載を適正化した。
11-3	○添付書類2 技術基準への適合 p967 ペレット編成挿入機波板移載部 6.1-F1 が◎になっているがロボットの交換があるので工事を伴う●ではないか。	ロボットの交換は老朽化対策を目的としており、耐震補強を目的とした工事ではないため、ペレット編成挿入機 波板移載部の設計番号6.1-F1は◎としている。 しかし、耐震補強を目的とするか否かによらず、結果として耐震への影響が生じているため、補正にて記載を◎→●に見直す。	—	添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)(P967)	ロボットを交換する他の設備(ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット保管箱搬送部)について、元から耐震補強工事があり、水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
11-4	○仕様表 (別表) 全般 アンカーボルトの使用材料について [] に※印で [] 以上の強度を有する材料との注記があるが、どのような意図で記載しているのか。又、注記のない材料については、全て [] の材料規格に準拠しているということか。	アンカーボルトの設計における許容限界荷重は、引張方向については、鋼材としてのボルトの強度により求まる許容引張荷重とコンクリートに対する許容引抜荷重の低い方を適用し、せん断方向については、鋼材としてのボルトの強度により求まる許容せん断荷重とコンクリートに対する許容せん断荷重の低い方を適用する。本申請では、あと施工金属拡張アンカーボルト及びあと施工接着系アンカーボルトの2種類のアンカーボルトを使用しており、許容限界荷重には、アンカーボルトの種類及び径に応じて建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版 (P114 表 3.3(vi), P115 表 3.3(vii)) の値を適用する。また、鋼材としてのボルトの強度には鋼構造設計規準 2005 年版に基づく値を適用し、F 値として [] の厚さ [] 以下の値 [] を用いる。ここで、引張方向の許容限界荷重は鋼材の強度ではなくコンクリートの許容引抜荷重が支配的で、せん断方向については逆に鋼材の強度が支配的であり、引張方向、せん断方向のいずれについても、[] 以上の強度を有する材料をアンカーボルトに用いることで設計に用いる許容限界荷重を満足することができる。このため、仕様表の注記において [] 以上の強度を有する材料と記載している。本申請対象設備の設計事例について補足資料に示す。なお、注記のない材料については、全て [] の材料規格に準拠している。	11-4	—	—
11-5	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ (仕様表 P397～) ・脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部に付属する燃料棒トレイ {3008-2} について、使用する場所は脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部及び運搬台車だけという理解でよいか	{3008-2}燃料棒トレイは脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部及び運搬台車を含む計 4 設備で取り扱う。各設備で取り扱う燃料棒トレイについて、仕様表のその他の性能に記載している。燃料棒トレイを使用する設備・機器とそれぞれの仕様表を以下に示す。 ・燃料棒トレイ置台：表ニ-4-1 (P394) ・脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部：表ニ-5-1 (P397) ・脱ガス設備 No.1 運搬台車：表ニ-5-2 (P400) ・燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部：表ニ-7-4 (P425)	—	—	—
11-6	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ (仕様表 P397～) ・同じく燃料棒トレイについて、員数は 20 個としているが、予備を含めた数ということか。(仕様表での最大取扱量がトレイ 15 個だけと記載していることから確認)	{3008-2}燃料棒トレイの個数は仕様表 (表ニ-5-1) に記載してあるとおり 20 個である。これは、予備 5 個を含めた員数である。	—	—	—
11-7	【更問】 ・10-14 回答の意味が理解できません。 補正で何を変更したのか具体的に説明	壁範囲を示した線の色変更のみであり、記載内容に変更は加えていない。 図ハ-Ⅱ-1 において壁の範囲を示している線について、凡例で	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
	してください。	は「－(青線)壁範囲」と記載しているが、黒線で表示していたため、凡例どおり青色表示に修正した。(5回目補正で修正済み)			
11-8	【更問】 ・10-15 赤色が防護対策の主目的、橙色が2次的な防護対策となる部位と理解してよいか。この場合、主目的となる図面に、赤線で漏れなく記載があるはずであるが、P146, 147 の図も橙色となっているのはなぜか。	各防護対策は表ハ-2-1「第2加工棟仕様」の変更内容欄に記載のとおり、南側防護壁は扉1-11を竜巻飛来物から防護すること、大型搬入口扉防護増し打ち壁は外部爆発から大型搬入口扉を防護することが主目的である。 ただし、二次的な安全機能として、南側防護壁は爆風圧に対しても安全機能があり、大型搬入口扉防護増し打ち壁は竜巻飛来物に対する安全機能もあることから、図ハ-2-1-1-11においては、大型搬入口扉防護増し打ち壁を図ハ-2-1-1-18からそのまま複写し、図ハ-2-1-1-18では南側防護壁を図ハ-2-1-1-11から複写している。 その際、当該主目的側の図面での表示色もそのまま複写しており、その旨を凡例にも「共通部」として記載している。	—	—	—
11-9	【更問】 ・南側防護壁は図ハ-2-1-11(P139)は、「外部からの衝撃(竜巻)」について説明した図面であり、南側大型搬入口扉の防護増し打ち壁の竜巻による損傷防止の機能について記載すること。	添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(2/44)の最下段に大型搬入口扉防護増し打ち壁の安全機能を記載しており、備考欄にあるように、防護増し打ち壁の壁厚さと大型搬入口扉の充填コンクリートの厚さで飛来物から建物内部を防護していることを記載している。	—	—	—
11-10	【更問】 ・求められる安全機能ごとに安全機能図を作成する場合、その図面の防護対象部を、それぞれの安全機能図に1次、2次を区別せずに記載する方法もあると考えるが、どのように整理して(どのように認可を受けることを意図して)図面を作成し添付しているのか説明してください。	11-8のとおり、主目的(1次)については、仕様の変更内容に整理しており、副次的な安全機能(2次)については、各事象の工事概要図において色と凡例で示し、添2表1-3-1第2加工棟の各部位が有する安全機能においても、複数事象に◎を付している。	—	—	—
11-11	【更問】 ・各図面に関係のない情報を記載すると、不整合や間違いが発生する。また、一貫性のない構成となっているので、申請書審査時に、どの図面をどのように確認すればよいのか位置、構造等を審査するのに多大な時間を要している。位置、構造、強度をどのように整理して申請書を作成しているのか説明してください。	以下に図面の構成を示す。 ①新規制に適合させた状態を図ハ-I-1~1~図ハ-I-1~15に示している。 ②図ハ-I-1~1~図ハ-I-1~8には壁の「位置」を示すための識別番号を付している。 ③図ハ-I-1~9~図ハ-I-1~15には床及び階段の部位の「位置」を示すための識別番号を示し、床の「厚み(寸法)」を凡例と色で明示している。 ④③で位置を示した壁の「厚み(寸法)」について、図ハ-II-1~図ハ-II-5に示している。 ⑤壁及び柱の「構造(構造種別)」を図ハ-II-1~図ハ-II-	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		<p>5で示している</p> <p>次に加工施設技術基準の条項ごとに、表ハ-2-1 第2加工棟の仕様の変更内容で示した改造を伴う対策及び改造を伴わない既設の安全機能を有する部位の配置を明示するために、</p> <p>【臨界】図ハ-2-1-1-1(1)～図ハ-2-1-1-1(12)</p> <p>【地盤】図ハ-2-1-1-2(1)～図ハ-2-1-1-2(4)</p> <p>【地震】図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10 (今回改造する耐震補強工事に関わる部分)</p> <p>【竜巻】図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17 (今回改造する竜巻補強工事に関わる部分)</p> <p>【外部火災(爆発)】図ハ-2-1-1-18～図ハ-2-1-1-23</p> <p>【火山・積雪】図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28</p> <p>【遮蔽】図ハ-2-1-1-29～図ハ-2-1-1-36 (今回改造する部位で、遮蔽計算にも考慮している部分)</p> <p>【火災】図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-45(2) (今回改造する部分と既設部分を含む火災対策の完成図。改造する扉等については、個別に◎の番号を付して識別している。)</p> <p>【溢水】図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53(2) (今回新たに規制に取り入れられた条項であり、溢水対策として、既設の部分と今回改造する部分を示した完成図。)</p> <p>【不法侵入】図ハ-2-1-1-54～図ハ-2-1-1-61 (鉄扉については、外部扉の F1 竜巻対策扉への改造工事と共通)</p> <p>として整理している。</p> <p>以上の図面は、建築図面の意匠図をベースに作成している。</p> <p>図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-29については、構造図をベースに、改造を伴わない既存部分の適合確認を行うために記載している。</p> <p>図ハ-2-1-3-1～図ハ-2-1-4-23は、上記の各事象に対する改造工事の部分詳細図となっている。</p> <p>図ハ-2-1-4-24については、既設の大型搬入口扉の詳細</p>			

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		<p>図を記載しており、改造工事は発生しない。</p> <p>図ハ-2-1-5-1(1)～図ハ-2-1-5-1(17)は、遮蔽評価にて考慮した実際の建物の壁、床、天井等を明示することを目的としている。</p> <p>図ハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5は、本加工施設で想定する火災源、爆発源を示している。</p> <p>図ハ-2-1-5-6は、交通事故に対して敷地周辺の一般道路と加工施設との関係を図示している。</p> <p>図ハ-2-1-5-7(1)～図ハ-2-1-5-7(2)は第2加工棟の管理区域区分を示す。</p> <p>図ハ-2-1-5-8は、事業変更許可申請書の火災評価のモデルを詳細設計用に見直した図面となっており、前述の【火災】図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-45(2)のベースとなる図面として記載している。</p>			
11-12	<p>【更問】</p> <p>・認可申請書中の図表作成の考え方は社内に共有し、その考え方に基つき一貫した申請書となるよう努めること。</p>	拝承	—	—	—
11-13	<p>【更問】</p> <p>・設工認申請書は、使用前事業者検査の判定基準となるものであり、事業者検査関係者が理解できる構成や記載になっているかの観点からも再確認し、必要な場合、適切に補正してください。</p>	事業所内の検査関係者と共有している。再確認の結果、検査に支障をきたすことはないが、次回設工認においては、より適切な構成に見直すことを検討する。	—	—	—
11-14	<p>【更問】</p> <p>・10-10 P165 図ハ-2-1-1-39 他 今回明示した「火災区画境界（改造箇所）」の緑色は、「火災区域の壁面貫通部を示す。（ダクト）」と同じ色のため、別の色で識別すること。</p>	火災区画境界は濃く細い緑の線で示し、ダクトの火災区域の壁貫通部は淡い緑の長方形で示し識別している。 次回以降の設工認では、色調にも配慮して図を作成する。	—	—	—
11-15	<p>【全体】</p> <p>第2加工棟については図面が多く、複雑な構成となっています。どのような考え方で構成し、図示しているのか（どの図面に何を記載しているのか）次の</p>	11-11と同じ	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
	<p>観点から説明してください。(再確認)</p> <p>○図面番号のローマ数字(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)とアラビア数字(1, 2, 3)の使い分け</p> <p>○建物全体に係わる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の外観(正面図、側面図)・・・縦、横、高さ ・各階(地上・地下)平面図、主要構造部の材料・寸法 				
11-16	<p>【建物各部の位置、構造、強度と求められる安全機能に係る設計について】</p> <p>○認可を受けようとする建物各部に求められる安全機能を漏れなく抽出し、その設計結果が図面等に記載されているか再確認し、確認結果(記載漏れや不整合が生じている部分)を具体的に説明してください。</p> <p>また、各安全機能の設計の設計責任者、承認権限者を説明にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止 ・耐震設計 ・外部衝撃による損傷防止(竜巻防護設計(F1, F3)、火山、積雪、外部火災他) ・閉じ込め、管理区域境界 ・内部火災 ・溢水による損傷防止 ・遮蔽 ・その他、許可で求める仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止については、変更許可申請書に記載の臨界隔離壁を位置、構造を具体的に示している。 ・耐震設計については、解析コードに入力した強度部材を図示して、漏れがないことを確認している。一部、耐震一次、耐震二次、耐震裕度すべてに○が記載されている第1種管理区域の境界壁があるが、凡例にも記載しているとおり、損傷の程度に応じた被ばく評価と対応させた記載としている。 ・F1 竜巻に対して倒壊しないことについては、耐震設計と同様の強度部材(保有水平耐力の算出)を示しており、耐震設計と同様としている。 飛来物の貫通防止については、飛来物が飛来する可能性のある壁などの厚みや、扉に対する障壁(防護壁)の設置がされているかを確認している。 ・内部火災、閉じ込め②、内部溢水に関しては、管理区域区分における第1種管理区域内で事象を閉じ込めることを目的とし、基本的に第1種管理区域境界を火災区画境界、負圧維持境界、溢水防護区画に設定し、境界となる壁、床に求められる安全機能を整理している。 ・閉じ込め①(管理区域境界)については、管理区域区分において、第1種又は第2種管理区域を定めてウランを取り扱うことから、周辺監視区域と第1種又は第2種管理区域との境界を対象としている。 ・遮蔽については、変更許可申請書に記載した遮蔽評価において考慮した壁、床、天井等の位置、構造を具体的に示している。 ・その他、許可で求める仕様については、事業許可変更申請書に記載した対策の内、加工施設技術基準の各条項に当てはまらない対策を抽出し、耐震裕度等については耐震設計と同様とし、梯子の設置などは個別に確認している。 <p>再確認における漏れ、不整合については11-24に記載する。</p> <p>設計に関しては、当該建物の所管部門が設計部門に設計を依頼</p>	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		し、設計図書については所管部長が承認する。所管部は許認可部門の指揮のもと、設計部門の協力を得て、設計図書を元に設工認申請書を作成する。 作成した申請書は、社内要領に基づき、レビューを実施する。環境安全部長、核燃料取扱主任者、品質・安全管理室長、所長の文書審査を経て、社長の承認の上、申請している。			
11-17	○建物各部に求められる安全機能については、それぞれ単独でなく、内部火災、閉じ込め (管理区域)、外部火災等は相互に関連しています。 第5回補正で階段室周辺の安全設計について、火災区域の観点から詳細に記載されたが、他の安全機能について、設計部門、設計責任者、承認権限者は、品質マネジメントシステムに基づく設計管理 (関連するすべての安全機能相互の設計の整合性を含む) をどのように行って申請したのか説明してください。	(11-16 と共通) 第1種管理区域境界の壁・床は、閉じ込めに関する安全機能を有することから、設計部門及び許認可部門において、階段、小荷物専用昇降機の昇降路及びパイプシャフトなどの堅穴区画について、平面図、断面図、簡易3D図面などを用いて、第1種管理区域の部分、第2種管理区域の部分、周辺監視区域の部分を整理し、第1種管理区域の境界の壁・床は、内部火災、内部溢水、閉じ込め② (負圧維持) の境界として整理し補正申請書に盛り込んだのち、社内要領にのっとりレビューを行い申請している。	—	—	—
11-18	○建物各部に求められる安全機能について、記載漏れや不整合があります。 ・第2加工棟3階の内壁 (内壁 3-34) を例にして、記載漏れや不整合が生じている部分を特定し、面談で具体的に説明してください。	内壁 3-34 については、印刷時に壁の黒線が火災区域境界等を示す赤線の上に重なって見づらくなっているため、補正にて明確に見えるよう適正化する。なお、当該箇所 (内壁 3-34) に不整合は生じていない。 他の箇所にて不整合が生じている部分については、11-24 及び 11-25 に示す。	—	図ハ-2-1-1-40 第2加工棟 工事概要図 (3階) 火災による損傷の防止 (P168)	図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階 (P284)
11-19	○建物各部に求められる安全機能 ・P979～ 添2表 1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能：外壁及び内壁それぞれについて、第1種管理区域と第2種管理区域の境界をどのように記載しているのか説明してください。	閉じ込め①は許可基準規則解釈の第四条第2項第七号の①の「管理区域を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する」を受けて、周辺監視区域と第1種又は第2種管理区域の境界を示し、管理する区域を明示している。 閉じ込め②は加工施設技術基準第十条第1項第六号の「核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること」を受けて、第1種管理区域の境界を示している。	—	—	—
11-20	○建物各部に求められる安全機能 ・上記を含め、申請対象とすべき安全機能について、申請漏れの有無や不整合の確認体制、確認対象、確認内容を説明してください。補正事項内容を具体的に説明してください。	確認体制は、各担当者が作成した申請書に対して、設計担当者及び許認可担当者の相互レビューによる専門チェック、関係者以外の一般チェックによって確認を行う。 第5回補正 (4/20 付け) においては、追加した階段部分、地下ピット部分が関係する閉じ込め、内部火災、内部溢水だけでなく全ての事象に関して再確認を行っている。	—	11-24 及び 11-25 に同じ。	—


番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		第5回補正において、階段部分の明確にした結果、従来考慮していた平面だけでなく、垂直方向を考慮し直した結果、安全機能の記載を適正化した。 また、凡例を再確認するとともに見直した結果、耐震、外部火災についても安全機能の記載を適正化した。6回目補正で更に詳細部分を確認し記載を適正化した。			
11-21	○建物各部に求められる安全機能 ・補正で詳細図が追加された地下ピットや階段周辺については、求められる安全機能に漏れがなく、不整合がなく申請されていることを再確認し、(適宜、添付説明書 添2表 1-3-1 を引用しつつ)、確認範囲、確認方法、確認結果を面談で説明してください。	再確認の結果を 11-24 及び 11-25 に示す。 確認の範囲は、補正にて追加された地下ピット及び階段周辺の構造が関係する閉じ込め、内部火災、内部溢水の事象として、確認方法は 11-17 に示した方法に加え、他の事象確認者による確認を行った。 確認に用いている建物構造図は、多層階という特徴もあり、構造が複雑であり、人によって構造の細部の見方が異なる可能性がある判断し、今回他の事象確認者も交えて再確認を行った。6回目補正で更に詳細部分を確認し記載を適正化した。	—	11-24 及び 11-25 に同じ。	—
11-22	【鉄筋の材料 ■■■■ について】 ○建築基準法第37条(建築材料の品質)によると、主要構造部等に使用する建築材料の品質が、日本産業規格または日本農林規格に適合するものとされており、告示平12建告第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」において、鉄筋においては JIS G 3112(1987)、または JIS G 3117(1987)に適合するものであることとされている。JIS G 3112(2020)で位置づけられた ■■■■ を用いることについて、建築基準法の適合性を説明すること。	鉄筋の材料については、6回目補正において ■■■■ として記載を適正化する。 建築基準法上の取り扱いについては、建築基準法第三十七条に基づく平成12年5月31日建設省告示第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」においては、当該告示の適用対象として鉄筋を指定しており、鉄筋が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格は別表第一において JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」(1987)又は JIS G3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」(1987)に適合することとされている。 一方、当該告示で指定されている JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」は1987年以降も2004年、2010年に改正が行われているが、これらの改正に伴う告示の改正は行われていない。 告示が改正されていない理由については、「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省国土技術政策研究所他監修、国土交通省住宅局建築指導課他編集協力)に以下の内容で記載されている。 「建築材料への要求について、JIS あるいは JAS の規格のマークが付された材料ということではなく、指定 JIS 等の規程のうち性能や品質に関する内容(材料の特性値、製造管理方法等)への適合である。JIS 等の材料規格の内容の一部が改正された場合に	—	別表ハ-2-1-1 (P40、P41) 別表ハ-2-1-3 (P44) 別表ハ-2-1-4 (P45) 別表ハ-2-1-6 (P46) 別表ハ-2-1-7 (P47) 別表ハ-2-1-8 (P49) 別表ハ-2-1-9 (P51、P52) 図ハ-2-1-3-1 (P221) 図ハ-2-1-3-2 (P222) 図ハ-2-1-3-3 (P223) 図ハ-2-1-3-5 (2) (P226) 図ハ-2-1-3-6 (2) (P228) 図ハ-2-1-3-7 (P229) 図ハ-2-1-3-9 (P231) 図ハ-2-1-3-14 (P236) 図ハ-2-1-3-15 (P237) 図ハ-2-1-3-16 (P238) 図ハ-2-1-3-17 (P239)	左記の補正箇所以外に反映は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		<p>においても、告示で指定する規格年号の性能や品質に「適合」している場合には、改正された JIS 等による材料であっても使用することは可能であり、JIS の改正前後での取り扱いに変更はないと考えてよい。」と述べられている。</p> <p>なお、建築基準法第七十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた指定確認検査機関である(一財)日本建築総合試験所に確認したところ、「建築基準法上の取り扱いに変更はなく、で設計したものについて、を使用したとしても、材料の変更には該当せず、軽微な変更の報告も必要ない。」と回答を得ている。</p>		<p>図ハ-2-1-3-1 8 (P240)</p> <p>図ハ-2-1-3-1 9 (P241)</p> <p>図ハ-2-1-3-2 0 (P242)</p> <p>図ハ-2-1-3-2 1 (7) (P249)</p> <p>図ハ-2-1-3-3 4 (P262)</p> <p>別表ト-4-1-1 (P606)</p> <p>図ト-4-1-6 (P617)</p> <p>表チ-2-1 (別表2) (P649)</p> <p>表チ-3-1 (別表2) (P653)</p>	
11-23	<p>○第5回補正申請で材料規格を変更した鉄筋材料の選定に当たり、設計管理に係る観点から、どのような体制で、どのように確認(レビュー)し、材料規格の変更を承認したのか説明してください。</p>	<p>鉄筋の材料については、6回目補正においてとして記載を適正化する。</p> <p>第5回補正における変更に関しては、2021年4月19日をもって JIS G 3112 (2010) から JIS G 3112 (2020) への改正に伴う経過措置期限が終了し、2021年4月20日からは JIS G 3112 (2020) に完全移行するため、第5回目の補正(2021年4月20日申請)においてをへと記載を見直した。</p> <p>当該の記載変更は、設工認申請に関する社内要領ののっとり実施した作成・レビューにおいて変更したものであり、同要領に示していた、仕様や説明の不足、不備、誤記や外部文書との整合性等の観点でのチェック結果が反映されたものである。</p> <p>記載は変わるが、平成12年建設省告示第二千四百六十四号で定める基準強度Fの値、及びFを用いて建築基準法施行令第九十条の第二表に基づき算出する鉄筋の許容応力度の値は同じであるため、耐震計算等の詳細設計、及び事業変更許可申請書と設工認申請書に示した設計には影響はないことを確認している。</p>	—	11-22 に同じ。	11-22 に同じ。
11-24	<p>【火災区域、火災区画】</p> <p>P168 図ハ-2-1-1-40 第2加工棟工事概要図(3階)火災による損傷の防止3階平面図：内壁3-34が火災区画境界として色別されていない。他の安全機能図との不整合も生じている外壁・内壁、扉、堅穴区画等の火災区域・火災区画について、関連する図面に不整合がなく、求められる安全機能が正確に記載されていることを確認すること。</p>	<p>内壁3-34の色分けについては、11-18に示したとおり。</p> <p>第2加工棟の各位部位が有する内部火災に対する安全機能の確認にあたっては、火災による損傷の防止に係る工事の概要を示した図ハ-2-1-1-3 7～図ハ-2-1-1-4 5 (2)に基づき、火災区画境界を明確化した上で、火災区画境界上の部位が求められる仕様を満足していること(壁厚等)を添2表1-3-1に一覧で示している。なお、コメント回答11-11に示すとおり、工事概要図は事業変更許可申請書の火災評価のモデル図である図ハ-2-1-5-8を元図としている。また、P281～に示し</p>	—	<p>図ハ-2-1-1-3 7～図ハ-2-1-1-3 9、図ハ-2-1-1-4 5 (2) 第2加工棟 工事概要図 火災による損傷の防止 (P165～P167、P174)</p> <p>図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-3 第2加工棟 建具配置図 (P281～P283)</p> <p>図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火災区画</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
	<p>⇒確認にあたっては、P1022 添2表1-3-1 の第11条内部火災の確認に使用した図面として、図ハ-2-1-5-8 第2加工棟火災区域及び火災区画の図面を追記し、火災区域・火災区画が、他の図面と整合していることも確認すること。</p>	<p>た建具配置図 図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5 には防火性能を求められる扉を特定するため、火災区域・火災区画境界を併せて示している。</p> <p>上記の図や表に示した火災による損傷の防止に係る安全機能(火災区画境界)について、階段周辺部を中心に整合性の再確認を行った結果、以下の不整合があったため、6回目補正にて修正する。</p> <p>①内壁1-49の扉:1-1は堅穴区画内の火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) において、火災区画境界を示す赤線が引かれていない。また、同様に扉:1-7について火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) 及び図ハ-2-1-4-1 (P281) では、火災区画境界を示す赤線が引かれていない。</p> <p>②内壁1-53は火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) 及び図ハ-2-1-4-1 (P281) において、火災区画境界であることを示す赤線が引かれていない。また、添2表1-3-1 (P996) において、当該壁の「区画・境界などの安全機能」に「火災区画境界」であることを示しておらず、「内部火災」が「-」となっている。</p> <p>③図ハ-2-1-5-8 (332) (C) について、堅穴区画内の第1種管理区域とその他の区域の境界を火災区画境界とする基本方針を反映した図としているが、工事概要図に示したそのほかの火災区画境界 (火災の延焼防止のために設定する堅穴区画の火災区画境界) が示されていない。</p> <p>④図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-39及び図ハ-2-1-1-45 (2) の階段部において、第1種管理区域-第2種管理区域間の境界部に火災区画境界を示す赤線が引かれていない。(図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-3も同様)</p> <p>⑤添2表1-3-1のS1-3の安全機能欄に「火災区画境界」を記載していない。</p> <p>⑥添2表1-3-3 第5廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 において、「屋根」、「床」が火災区画境界である旨の記載がない。また、内部火災の安全機能に関連した各部位</p>		<p>(P332)</p> <p>図添1表参2-7-2 (1/3) 火災等による損傷の防止<火災区域、火災区画の変更> (P952)</p> <p>添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (P996、P1017)</p> <p>添2表1-3-3 第5廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (P1024)</p>	

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		の設計確認値の記載がない。			

<p>11-25 【水平展開】</p> <p>火災区域・火災区画以外の安全機能についても、関連図面に不整合がないか再確認し、確認範囲、確認方法（確認した図面等）、確認結果を説明すること。不整合が生じている場合、当該箇所を修正し、補正すること。</p>	<p>火災による損傷の防止以外の安全機能について、これと同様の基本設計方針(第1種管理区域とその他の区域を防護境界とする。)である閉じ込めの機能、溢水による損傷の防止について、補正にて追加された地下ピット及び階段周辺だけでなく、再度全体を確認した。結果、添2表1-3-1において、閉じ込めの機能に関して、主に一つの部位に複数の管理区域境界が該当する場合について、以下に示す図との不整合があったため、6回目補正にて修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図ハ-2-1-5-7 管理区域区分図に示した3階の階段部の第1種管理区域と第2種管理区域の境界の位置が実際の境界と整合していない。 ・外壁 M2-8 の一部、階段-9 東側壁は第1種管理区域-周辺監視区域境界であるため、閉じ込め①、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、いずれも「- (外壁 1-8 の壁部分と同様の安全機能)」としている。 ・外壁 2-17 は第2種管理区域-周辺監視区域の境界であり、閉じ込め②は「-」とすべきところ、「◎」としている。 ・内壁 M2-18 は一部、第1種管理区域とその他の区域の境界を含むが、当該壁に設ける扉：2-j はこれには該当せず、第2種管理区域-周辺監視区域境界であるため、閉じ込め②を「-」とすべきところ、「◎」としている。 ・内壁 M2-37 は、一部(南側階段部)が第1種管理区域-第2種管理区域境界であるため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「-」としている。 ・内壁 2-36 は階段部とその周辺部の境界であり、一部、第1種管理区域-第2種管理区域境界であるため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「-」としている。 ・S1-1②の下には地下貯槽ピットがあるが、一部下にピットがない部分については、第1種管理区域-周辺監視区域境界であるため、閉じ込め①、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「-」としている。 ・S1-4 の安全機能に「管理区域境界」を記載していない。 ・S1-5 の一部は、第1種管理区域の床を含むため、閉じ込め②に「◎」とすべきところ、「-」となっている。 ・S 中 2-1①の一部は階下に周辺監視区域があり、第1種管理区域-周辺監視区域境界に該当するため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ「-」としている。 ・S2-2②一部は階下に周辺監視区域があり、第1種管理区域-周辺監視区域境界に該当するため、閉じ込め②を「◎」とすべき 	<p>—</p>	<p>図ハ-2-1-5-7 (1) 第2加工棟 管理区域区分 (P330)</p> <p>図ハ-2-1-5-7 (2) 第2加工棟 管理区域区分 (階段断面図) (P331)</p> <p>添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (P982、P986、P1000、P1001、P1009、P1017、P1018、P1021)</p>	<p>本項は 11-24 の水平展開の結果を示すものであるため、左記に示す。</p>
---	---	----------	---	--

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		<p>ところ「ー」としている。</p> <p>・階段-9 の備考欄に「汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界」を記載していない。</p>			
11-26	<p>【第1次～第3次申請で次回以降申請するとした安全機能に係る設計の刈取りについて】P1146～添2表参 1-1-1～次回表・刈取表の運用について、説明してください(再確認) P1148 添2表参 1-1-1～第1次～第3次申請した設備・機器で、次回以降第2加工棟で適合確認するとしていた安全機能について、第4次申請で適合確認すると説明しているが、本申請書の申請対象設備として申請されていない。第1次～第3次申請の建物・構築物、設備・機器で次回以降申請予定とした安全機能を第4次申請に含める場合、申請対象施設として記載し、第1次～第3次設工認の仕様表を更新すること。第5次申請に含める場合、刈取表を見直すこと。</p>	<p>P1146～P1192の添2表参1-1～添2表参1-32-1に示す刈取表について、本申請では、本申請の段階での管理状況を示すものとして参考までに記載している。</p> <p>第1次申請～第3次申請の当該施設自身が本申請で認可を受けようとする範囲には該当しないと整理している理由については、P1146、P962に明記しているとおり、第1次申請及び第2次申請の次回表にある仕様が第2加工棟の仕様(建物側の仕様)のみであり当該施設自身の仕様を刈り取ることはないこと、また、第3次申請の次回表にある仕様が第2加工棟と仕様を取り合うことはないこととしている。</p> <p>したがって、当該施設自身で刈り取るべき仕様はなく、第2加工棟の建物が申請の対象となっていれば、本申請で認可を受けようとする範囲には漏れ抜けは生じていないと考えている。ただし、当該施設の次回表に仕様を示している以上はそれらをきちんと刈り取った上で当該施設の仕様表を最終形とする必要があるため、分割申請の最終段階である第5次申請において、技術基準の各条項の要求事項を確認しながら当該施設の仕様表を更新する計画としている。</p> <p>刈取表の構成について、「適合性を確認するための施設」という欄を設けて、本申請で登場する施設又は第5次申請で登場する施設のいずれかで次回表の仕様を漏れなく刈り取ることができるかどうかその全体状況が明確となるように整理している。第5次申請においてもこの刈取表を用いた管理を継続する方針であり、本申請で刈り取る仕様と第5次申請で刈り取る仕様を明確に紐付けることができると考えている。刈取表において一部「適合性を確認するための施設」の記載が不明確な箇所があるため補正にて明確にする。</p> <p>以上のことから、第1次申請から第3次申請の施設を本申請の対象にはせず申請書別紙の表には記載していない整理としている。</p>	—	添2表参 1-1-1～添2表参1-27-1 (P1148～P1178)	左記の補正箇所以外に反映は不要であることを確認した。
11-27	<p>OP19～第2加工棟 仕様について</p> <p>・p22 地震による損傷防止：[6.1-B1] 一部の鉄筋  の許容応力度について、設計レビューで確認した適切と認められる規格及び基準を具体的に説明してください。</p>	<p>11-22 及び 11-23 に記載のとおり。</p>	—	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
11-28	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・p29 他 『(8045) 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。』に、注記(13)の記載がない。	拝承。注記(13)の記載が漏れているが、他の次回以降申請する施設と同様に別表ハ-2-1-10 (P53) に次回以降の申請により適合性を確認する予定の項目として記載している。注記(13)を記載して補正する。	—	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P29、P30、P31)	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P34)
11-29	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・p32 [11.3-B3]の注記(16)(P39)で説明しているダクト貫通部の防火対策は、今回の申請範囲に含まれるのか。ダクト貫通部を本申請範囲に含める場合、当該部分の構造・強度(材料・寸法)を示すこと。ダクト貫通部を次回以降申請する場合、その旨を明記すること。設計取合いとなる気体廃棄設備に含め申請する場合も、申請の取り合いを明確にすること。	ダクト貫通部の処置は、配管貫通部の処置として本申請範囲に含む。処置方法は、表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P32) に示す「[11.3-B3]～配管が貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。」が該当する。配管のうちダクトの貫通部については、特定防火設備である防火ダンパーを設けるため、注記(16)にその旨、記載し、図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41では、ダクトの貫通部とその他の配管の貫通部を区別して示している。図との整合を取り、表ハ-2-1 第2加工棟 仕様の[11.3-B3]等の貫通部の配管の記載箇所にダクトを追記して補正する。 防火ダンパーは気体廃棄設備のダクトと併せて次回以降申請するが、火災区域境界を構成する部位として同仕様表 P29 以降、[11.3-B2]の設計の中で次回以降申請する旨、記載している。	—	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P32) 第ハ-3表 (P368) 技術基準規則への適合状況の説明 (P1095)	左記の補正箇所以外に反映は不要であることを確認した。
11-30	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・p35 遮蔽[22.2-B1]技術基準規則第2条第2項の要求事項に対応し、放射線業務従事者等の放射線障害を防止する設計であることがわかる記載とする。	拝承。 なお、添付2 技術基準規則への適合状況の説明 (P1129)において、放射線業務従事者等の放射線障害を防止することを記載している。	—	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P35)	表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P601)
11-31	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・p37 通信連絡設備 [25.1-F1]及び別表ハ-2-1-10(p55)の記載では、今回申請対象とする設備の範囲を特定できません。申請対象設備の位置(配置)について、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5の配置図に設備番号を記入してください。	拝承。表ハ-2-1 第2加工棟 仕様、別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様、表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様、別表ト-4-1-3 第5廃棄物貯蔵棟 仕様に記すとおり、各建物に設置する通信連絡設備が今回の申請対象であり、建物間の相互の放送の性能を確認することが次回以降の申請となる。 管理番号の付与の仕方は、加工施設の建物付属設備は建物単位で識別しており、建物単位で一つの管理番号を付与している。一つの加工施設建物に設置する複数個の同種の機器には一つの管理番号を付与し、複数に管理番号を分けることはない。また、複数の加工施設建物をまたいで設置する同種の機器を、同じ管理番号で括ることもない。 今回申請する加工施設建物は第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟であり、それに付属する設備の範囲は各々の設備全体となり特定できている。添付書類1の添1表2に管理番号と施設名称の対応一覧を示しており、その対応と仕様の管理番号、また系統図の施設名称を見れば設備を特定できる。図で識別できるよう、図に管理番号を追記して補正する。	—	図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-3-5 (P695～P704) 図リ-2-1-9～図リ-2-1-12 (P715～P717)	図リ-2-1-6 (P712)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
11-32	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・p37 通信連絡設備 仕様表[25.1-F1] 及び別表ハ-2-1-10(p55)の記載では、 今回申請対象とする設備の機能・性能 に係る安全機能の申請範囲を特定でき ません。図リ-2-1-9(P715)～図リ-2 -1-12(P717)の系統図に設備番号を記 入し、申請対象設備を特定してくださ い。自動火災報知設備も設備番号を記 入する。	拝承。 11-31に合わせて示す。 通信連絡設備以外の建物付属設備も同様に上記の考え方で整理 でき設備の範囲を特定できる。	—	11-31に同じ。	11-31に同じ。
11-33	○p685 表リ-2-1 建物の付属設備 注 記(1)：{8007-9}、{8009-9}、{8029-2}、 {8029-3}が、表中の火災感知設備や緊 急設備に含まれていると記載している が、本申請対象機器として申請されて いない。(P6～P7)。 ⇒P894 の添 1 表 2 の備考欄の説明に よると、これらの設備番号は、仮移設す るために個別の設備番号をとり、本申 請で復旧工事を行うために、再度、別の 管理番号をとったのか。仮移設と復旧 工事を行う設備は同じものか。なぜ管 理番号を2つとる必要があるのか。	P6 のその他の加工施設の表には本申請対象機器として、第2加 工棟の付属設備（{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送 設備（スピーカ））、{8009}火災感知設備（自動火災報知設備（感 知器））、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導 灯）を記載しており、P7の表外にはこれら機器に対する注記(2) として、本申請対象機器には第2次申請で仮移設した{8007-9}、 {8009-9}、{8029-2}、{8029-3}が含まれていることを明記してい ることから、仮移設から復旧し本設する当該機器は本申請対象に 含まれている。 ここで、管理番号の付与に関して、スピーカ、感知器、非常用照 明、誘導灯といった複数個ある機器に対しては、建物ごとに、機 器の種類ごとに全体で1つの管理番号を付与している。本申請 で対象とする機器の範囲は、第2加工棟の1階から4階までに設 置するすべての当該機器であり、第2次申請で仮移設した機器の 範囲は、第2加工棟の3階部分に限定したものである。したがっ て、仮移設から復旧し本設する当該機器は、本申請で本設する当 該機器の全体に対して付与した管理番号の内数に含まれると整 理している。 また、適合性確認の観点から、仮移設する状態の機器は適合性確 認を受ける対象ではなく、最終的にそれらを復旧し本設した状態 が適合性確認を受ける必要があると整理している。このため、仮 移設から復旧した機器を含めて、第2加工棟で適合性確認を受け る当該機器の全体に対して管理番号を付与することにより、漏れ 抜けのなく適合性確認を受けられるよう管理している。ただし、 仮移設した状態は適合性確認を受ける対象ではないとはいえ、ど の範囲を仮移設するかということ特定して対象を明確にして おくべきとの考えから、第2次申請ではそれら機器の範囲に対 して管理番号を付与することとした。 仮移設したすべての機器についてはP907 添1表2にまとめてお り、分割申請のどの段階で仮移設しそれらを復旧し本設するかと いうことを星取りで明確にするとともに、仮移設時の管理番号と 本設時の管理番号の関係が紐付けできるように備考欄にて明記	—	添1表2 (P907)	左記の補正箇所以外に反 映は不要であることを確 認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
		している。また、適合性確認を受ける本設側から確認する場合にこの内容が分かるように、P886、P888、P890、P894の本申請対象機器の備考欄にて同様の説明を明記することにより、適合性確認を受ける機器に漏れ抜けがないように管理している。P907の記載の一部を補正してP890の記載との整合をより明確にする。			
11-34	<p>○P715 先行申請した第1次～第3次設工認申請において、第2加工棟の申請時に適合確認としていた、所内通信連絡設備や自動火災報知設備等の機能・性能に係る安全機能について、どのように申請し、認可を受ける計画なのか説明してください。</p> <p>⇒所内通信連絡設備（{8007}～{8007-14}）を例に、分割申請する機器の配置、機能・性能（建屋間の通信連絡を含む）に係る安全機能について、本申請の範囲について、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5(p695～p699)、図リ-2-1-19(p715)、図リ-2-1-10(p716)、添1表2(p888～)、その他申請書内の関連図面等を用いて説明すること。</p>	<p>所内通信連絡設備については、建物ごとの申請としており、建物の中で数を分割しての申請とすることはしない。本申請の第2加工棟設置の設備の範囲は、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に示す全ての設備としている。</p> <p>次回以降申請とする分割申請は、放送設備の安全機能について、第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))及び第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより、申請する全ての通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))からの放送が可能となっていることを確認するものである。本申請では、建物内における放送が可能であることを確認する。</p>	—	—	<p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P37)</p> <p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P602)</p>
11-35	<p>○P715 先行申請した第1次～第3次設工認申請において、第2加工棟の申請時に適合確認としていた、所内通信連絡設備や自動火災報知設備等の機能・性能に係る安全機能について、どのように申請し、認可を受ける計画なのか説明してください。</p> <p>⇒第1次～第3次設工認で先行申請した第1加工棟や第2加工棟内の設備・機器については第4次設工認の対象機器として申請されていない。先行申請した設備・機器の機能・性能について、第2加工棟及びその付属設備の申請時に確認としていた安全機能について、本申請でどのように適合確認する(刈り取る)のか説明してください。</p>	<p>第1次申請～第3次申請の当該施設自身が本申請で認可を受けようとする範囲には該当しないと整理している理由については、P1146、P962に明記しているとおり、第1次申請及び第2次申請の次回表にある仕様が第2加工棟の仕様(建物側の仕様)のみであり当該施設自身の仕様を刈り取ることはないこと、また、第3次申請の次回表にある仕様が第2加工棟と仕様を取り合うことはないこととしている。</p> <p>したがって、当該施設自身で刈り取るべき仕様はなく、第2加工棟の建物が申請の対象となっていれば、本申請で認可を受けようとする範囲には漏れ抜けは生じていないと考えている。ただし、当該施設の次回表に仕様を示している以上はそれらをきちんと刈り取った上で当該施設の仕様表を最終形とする必要があるため、分割申請の最終段階である第5次申請において、技術基準の各条項の要求事項を確認しながら当該施設の仕様表を更新する計画としている。</p> <p>以上のことから、第1次申請から第3次申請の施設を本申請の対象にはせず申請書別紙の表には記載していない整理としている。</p>	—	11-26に同じ。	11-26に同じ。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
11-36	既設避雷針の接地抵抗について、検査では抵抗値を測定するのか、記録確認とするのか。 記録確認の場合、申請書中に記録確認を実施する旨が読める記載はあるか。 また、記録確認で問題ないとした根拠は何か。	接地抵抗の検査は、記録確認とする。第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法の避雷針の項に、関係書類等により確認する旨を記載している。 避雷針は既設設備としている。設置時に所定の機能を満足していれば、以後は劣化等あった場合補修することで機能を維持できる。設置時に所定の機能を満足していたことを、設置時の記録で確認する。	—	—	申請書内の記載に反映するところがないことを確認した。

□□□□内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

補足資料 11-4

アンカーボルトの設計事例

アンカーボルトの設計事例として、次の2設備の計算結果を示す。

{3003} ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部

{3021} 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部

{3003}はアンカーボルト及びロボットを据え付ける取付ボルトを有するためそれらの結果を示す。(表 1)

{3021}はアンカーボルトのせん断が支配的となる設備である。(表 2)

いずれのボルトについても材料を□□□□として設計しており、□□□□以上の強度を有する材料であれば引張、せん断の両方について許容限界を満足できる。例として、鋼構造設計規準 2015 年版 P56 で引用されている JIS B 1051 で規定されている強度区分 4.6~12.9 のボルトが挙げられる。

表 1(1) {3003}ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部の計算結果 (アンカーボルト)

種類	あと施工金属拡張 アンカーボルト	
材質		鋼構造設計規準 2005 年版
径		
発生荷重 (N)		
引張		
せん断		
許容限界 (N)		
引張		建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
せん断		鋼構造設計規準 2005 年版
検定比 (発生荷重/許容限界)		
引張		
せん断		

表 1(2) {3003}ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部の計算結果 (取付ボルト)

種類	ボルト	
材質		鋼構造設計規準 2005 年版
径		
発生荷重 (N)		
引張		
せん断		
許容限界 (N)		
引張		鋼構造設計規準 2005 年版
せん断		鋼構造設計規準 2005 年版
検定比 (発生荷重/許容限界)		
引張		
せん断		

表 2 {3021}燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部の計算結果（アンカーボルト）

種類	あと施工金属拡張 アンカーボルト	
材質		鋼構造設計規準 2005 年版
径		
発生荷重 (N)		
引張		負の値は圧縮荷重を意味する
せん断		
許容限界 (N)		
引張		建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
せん断		鋼構造設計規準 2005 年版
検定比（発生荷重／許容限界）		
引張		
せん断		